

昭和44年11月1日

発行所

山武郡横芝町横芝636番地

横芝町役場

電話 04798-2-1111(代)

郵便番号 289 17

横芝
広報

横芝町の人口と世帯

<9月30日現在>

人口 12,408人
 男 5,906人
 女 6,502人
 世帯数 2,836戸



第3回町民体育祭

恒例の第三回町民体育祭は
 十月十日「体育の日」に横芝
 中学校庭で盛大に開催されま
 した。

この日午前九時参加選手八
 百名、応援の観衆千人を越え
 る盛況裡に開会、先ず会長の
 町長は「この体育祭を通じて
 がんばって競技が開始された。

盛会だつた敬老会

いつまでもお元気で

長い間社会に尽してこれら、ん約四五〇名が体育館の座敷たお年寄りを敬愛し長寿を祝う敬老会は去る十月十八日横芝中学校体育館で開催されました。
十時の定刻には歓迎のバスで到着したお爺さん、お婆さんに記念色紙の贈呈、来賓の祝会長の挨拶で開会、八十五才以上の方にお祝品、金婚夫妻に記念色紙の贈呈、来賓の祝

が西に傾きかける午後三時半頃までゆっくりと楽しい一日をすごしました。こうして年寄たちも王催者側も尽きぬる残を惜みつつ、午後四時頃からそれぞれ地区毎迎えのパニキをきつめて、次第にま

安全防卫

犬の訓練も終え、山や沼に高原にと予定を組んでおられるごとでしよう。
そこで次の点に注意して無事故で、狩猟を心ゆくまで楽し

○獵場でも人家のある方に向
けて発砲しない。
○狩獵が終つたら必ず弾をぬ
きとる。
○銃や弾丸の保管は厳重にし
て自動車の中などに置き放

• 3 •



観衆の席まで踊りでて……アリヤサー

木戸台	立	東町	中	牛	中	姥
立	立	立	" "	熊	" "	山
南川岸	合	3	老人	台		
金婚式	迎えられた		ホーム			
慶祝の人々						
平野栄次郎						
伊藤市太郎						
婦み						
つ	き					
97	95	93	94	90	91	90
才	才	才	才	才	才	才

▽議案第二号 職員の
勤しょう退職に伴う特
別負担金に関する条例
の一部を改正する条例制定
について（総合事務組合とな
ったため）
▽議案第三号 山武郡市衛
生組合規約の一部を改正す
る規約の制定について（十
氣町という名称がなくなり
火葬場が衛生組合に統合さ
れたもの）

議会だより
年館建設費一〇二万円、衛生費負担金七万七千円、農道整備費等八四万三千円、町道長倉、新島宮前、沼の各線新設改良費等九三二万二千円、道路維持費一二二万三千円、小学校費一〇三万円、中学校費一五七万九千円、公民館建設費五〇

付税 地方交付税、財産税
入、繰越金等同額の才入予算を追加し、才入才出予算の総額をそれぞれ三億八、二三六万五千円とするもの)

狩猟事故を防ごう

十一月一日から待
望の狩獵が解禁とな
ります。ハンターは
愛銃の手入れや、獵
○保護区、休憩区、公道、社
〇獵場以外では必ず銃をサッ
クの中に入れて持ち歩く
思います。

○銃の手入れには、弾の有無に充分注意し、酒を飲んだり、疲労しているときは銃にさわらない。

A black and white illustration showing a small dog standing on a roof, barking at a cat that is also on the roof. The dog is looking up at the cat. There are several stars in the sky above them.

や沼に高原にと予定を組んでおられるごとでしよう。
そこで次の点に注意して無事故で、狩獵を心ゆくまで楽しんでいただきたいと

○獵場でも人家のある方に向けて発砲しない。
○狩猟が終ったら必ず弾をぬきとる。
○銃や弾丸の保管は厳重にし自動車の中などに置き放しにならない。

上町	長牛	寺小
//	堤方	伊藤
2	熊神保	桑原
大木	光一	真雄
清吉	勇	ひさ
いと	すず	すいき
野村	はな	はな
伊藤吉十郎	薰	はな
義寿	はな	はな
新島新田秋山	鳥喰新田印東	本町1
豊治	昭	江鳴
千代	三軒家	勇治
	宇井哲五郎	登志
	新青齊藤亮	はつ
	よ志	ます
	さた	ます
	よ志	ます

寺、公園など禁止された場所では絶対に狩猟しない。○日の出前、日没後、そのほか人家の密集する場所では銃を使用しない。

(3) 昭和44年11月1日

今月はそろそろ木枯も吹き始める季節なので、陽たまりで一休みが出来るよう、といふコースを選んで見ました。横芝駅方面から八街、成田方面行のバスに乗り、八街下りで坂を上り、機場の真正面に左手を見ますと丁度切通しの坂下で降りて下さい。両総用水機場を迂回するふり子坂を上り、機場の真正面になりますが砂利の坂道を左に上りましょう。檜や櫟の枯葉がすっかり黄に染んで、時折カサコソと足下に舞い落ちるのも秋の深さを感じさせます。間もなく道は二つに別れます。広く歩き易いコースを選んで下さい。此の辺りは周囲がすっかり林に囲まれた耕地になっていて殆んどの畑には梅の木が植付けられています。数年前に当時の農業相談所長瀬理通氏等が観光と収益を兼ねた事業として着手下さい。アイデアの一つで、今年は初めて出荷したというところで、梅林の中程に「坂田城趾梅林団地云々」の標柱が建っているのも觀光と実益の意慾が読みとれます。一旦耕地が途切れで杉木立が見え始める所、梅林の中程に「坂田城趾梅林団地云々」の標柱が建つと、その袂に、突兀として飼料用サイロと家畜小屋が現れ

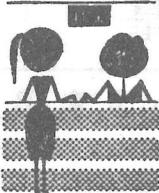
坂田城周辺
かる里の散歩路
(7)

ます 丸協の印から推定しま
すとこのサイロは横芝農協が

設けた半移動式のものと思われます。この辺りから木立越に望見する風景は素的です。しかし風景に気をとられて余り木立の近くに寄らないで下さい。此のコースの周囲に共通していることですが木立の足下はすぐ断崖になつていますので足を踏すべらさないよ

うにして下さ。杉木立の間を辿りますと再び広々とした感興にひたります。周開の木立から聞える目白や類白のさえずりが落付いた秋の風情をただよわせます。暫く俗世から離れた感興にひたりながら足を運んでいる中に前方が杉の木立に遮られます。そしていま歩いている道がその間を突抜けますと坂田城趾の中心地です。長い才月を経た老杉、深く堀周らされている空堀—城の前備えとして使用されたという坂田沼の望見等に時を過す中、一番奥までした畠の中央、甘藷畑に囲まれた真中に一つの塚が見付かると思います。これは敵方の姫君と、味方の若殿が恋に落ち死んだ若殿の後を追つて姫君が入水した。という、此の坂田城にまつわる悲しい物語りを秘めている。ということです。一戦国乱世の栄枯盛衰を想い浮かべていると荒城の月等のメロディーが思わず口に出て来るでしょう。心ゆくまで古城趾の秋を忍んだならば元の道を戻り、右手の木立の中に一際形のよい松が見えます。その下の路から切通しの坂道を下りて県道に出て下下さい。バスの時間が余ったならば県道沿の社寺等探訪するのも一興です。帰りのバスは坂田停留場から横芝行に乗って下さい。（このコースは女や子供さんだけでなく、なるべく気心の知れた男子の同行をおすすめします。）

稅務相談室



問 謹度所得の計算方法

私は昭和二十年に二千円で買った宅地を四十四年五月に三百万円で、売り仲介人へ手数料二十万円を支払いましたが、今年から謹度所得に対する課税の方法が改正されたそうですが、私の場合の計算方法を教えて下さい。なお私の四十四年分の営業所得の見込額は八十万円位で所得控除額は五十八万五千円です。

答 今年の税法改正で謹度所得に対する課税方法が改正されて、長期間保有していた土地や建物などを売った場合には、これまでに比べてずっと安い税金ですむことになりました。

同時に従来認められていた居住用財産の買換えの特例や事業用資産の買換えの特例は今年限りでなくなります。

ところで、四年中の謹度について、改正前の税制方式（総合課税方式）でも、改正後の税制（分離課税方式）でも、いずれか自分に有利になる方を選択できることがあります。

謹注：この計算式は、土地の譲渡による所得額を算出するためのものです。実際の税金は、この額に加えて、譲渡税（1%）と住民税（4%）が課税されることがあります。																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">譲渡価額 300万円</td> <td style="padding: 5px;">取得費 (15万円+20万円)</td> <td style="padding: 5px;">譲渡費用 = 265万円</td> <td style="padding: 5px;">譲渡所得額 265万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">譲渡特 別 所得額 265万円</td> <td style="padding: 5px;">課税譲渡 控除額 -100万円</td> <td style="padding: 5px;">税率 $\times 10\% =$</td> <td style="padding: 5px;">所得税 16万5000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">$\times 4\% =$</td> <td style="padding: 5px;">住民税 6万6000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">\parallel</td> <td style="padding: 5px;">土地の 譲渡価 額は三 百万円</td> </tr> </table>	譲渡価額 300万円	取得費 (15万円+20万円)	譲渡費用 = 265万円	譲渡所得額 265万円	譲渡特 別 所得額 265万円	課税譲渡 控除額 -100万円	税率 $\times 10\% =$	所得税 16万5000円			$\times 4\% =$	住民税 6万6000円			\parallel	土地の 譲渡価 額は三 百万円
譲渡価額 300万円	取得費 (15万円+20万円)	譲渡費用 = 265万円	譲渡所得額 265万円													
譲渡特 別 所得額 265万円	課税譲渡 控除額 -100万円	税率 $\times 10\% =$	所得税 16万5000円													
		$\times 4\% =$	住民税 6万6000円													
		\parallel	土地の 譲渡価 額は三 百万円													

